

アメリカにおける教育の自由に関する連邦判例

—軍事教練および国旗敬礼忌避の問題をめぐって—

上 原 貞 雄

1. 研究の視点

バッツ (R. F. Butts) も指摘するように、近年「アメリカ教育においては、連邦の三権がますます重要な役割を演ずるにいたっている¹⁾。」なかでも、司法府の場合は、その独自の作用を通じて、各州固有の権限とされる教育問題に一層深く関与し、これに重大な影響をおよぼしてきたとみられるのである。

このことは、イギリス法における「判例法主義」を継承し、さらにこれを徹底させたアメリカ法における「司法権優越」(judicial supremacy)の原則からきている。つまり、司法府は、憲法解釈に関する限り立法府よりも優越した地位にあり、個々の事件において問題となった立法に対して、合憲か違憲かの憲法審査(constitutional review)を行なう権限を有している。連邦段階においては、それは、「最高国法」(supreme law of the land)としての連邦憲法に関する独自の解釈にもとづいて、連邦の立法のみならず各州の立法をも審査できる。したがって、連邦司法府の作用は、各州の教育立法ないしは行政にもおよぶわけである。殊に連邦最高裁判所の行なう憲法判断は、これの当否を最終的に確定するものとして、重視されるべきであろう。

一般的にいて、連邦最高裁判所が州の教育立法を審査する場合、その主たる根拠として憲法修正第14条の二規定を適用している。一つは州に対して個人の「生命自由或ハ財産」の剝奪を禁止する「適法手続」規定(“due process clause”)であり、他の一つは、個人に対する「法律ノ平等ナル保護」を要求する「平等保護」

規定(“equal protection” clause)である。これらは、最初の修正10か条の「権利章典」を州段階にまで拡大適用できるようにしたものであって、これらの規定との関連において教育における個人の自由と平等の権利も保障されていると解されるのである。事実、連邦最高裁判所ではこれまでに係属した40余の事件において、主に上記二規定を根拠に関係諸州の教育立法や行政措置を合憲もしくは違憲と判定し、教育における個人の自由と平等の権利を州の不当な権力行使から保護してきたのである。本研究では、こうした意味での教育の自由と教育の平等に関する連邦最高裁判所判例のうち前者に視点をおきさらに具体的には宗教問題とかかわりをもつ大学生の軍事教練忌避および学童の国旗敬礼忌避に関する諸判例をめぐって考察を進めたい。

2. 教育分野における宗教問題

教育分野における宗教問題の取扱いについては、建国いらい各州および連邦政府の政教分離(separation of church and state)政策を通じて一応の解決がなされてきた。19世紀末葉までには、ほとんどの州において法規もしくは判例の形で宗派学校への公費援助や公立学校における宗派的宗教教授が禁止されていた。また、今世紀に入っては、連邦最高裁判所において、信教の自由を規定した修正第1条および修正第14条「適法手続」規定を根拠に、コクラン事件(Cochran v. Louisiana State Board of Education, 1930)やゾラチ事件(Zorach v. Clauson, 1952)などを通じて、宗派学校に対する間接的公費援助や公立学校における校外での宗派的宗教教授を認める、ややキリスト教側に傾

いた判断がなされてきた²⁾。しかし、それはともかくとして、同じように教育分野において、宗教に関する取扱いが問題となりながらも、従来の政教分離政策によってはどうしても解決のつかない場合がその後おこってきた。ここでとりあげる連邦最高裁判所への一連の係属事件、つまり宗教的反戦主義者ないしはその子弟による軍事教練および国旗敬礼忌避をめぐる諸事件の場合がそうである。

概してアメリカの教会では、戦争と平和に関して長い間楽天的な考えかたが支配していた。第一次世界大戦の際には、キリスト教文明の危機意識から、アメリカの参戦を「聖戦」として支持したにとどまらず、進んで国家によるこの「聖戦」遂行に協力した。多くの教会では、毎日教会旗とならべて国旗をかかげ、また銃剣をとることを神の国実現の手段として祝福さえした。しかし、戦争の終結後、世界の大勢は必ずしも所期の平和に赴かず、多くの信徒は戦争に対して幻滅感を抱くようになった。自然、第二次世界大戦が近づく頃には、教会側ははるかに用心深くなっていた。戦争を「聖戦」視する企てはなく、いやそれどころか、戦争というものは国家自体が生存のために行なう血なまぐさい反宗教的行為であるとして、これに強く抵抗する動きさえみられた³⁾。もちろん、この場合、教会側の立場は必ずしも一様でなく、宗派によってかなりの相違があったようである。一般に、プロテスタントの大部分とカトリックおよびユダヤ教徒は、「カイザルのものはカイザルに」おさめるのを当然と考える。つまり国旗に敬礼したり、祖国のために武器をとったりするような国家的義務に属することがらは、宗教的自由と矛盾するものではないとしている。これに対して、同じプロテスタントのなかでも、エホヴァ証人派 (Jehovah's Witnesses) では国旗敬礼を偶像崇拜であるとして禁じており、またこのエホヴァ証人派に加えてクエーカー派 (Quakers)、セヴンズデー再臨派 (Sevens Day Adventists) およびメソヂスト派 (Methodists) では祖国防衛のためでも武器をとっては

いけないとしている⁴⁾。実際、国家ないしはその戦争行為に激しく対立した宗教勢力の中心は、これらプロテスタントの一部宗派にあったといえる。当時、すでに学校教育のなかに軍事教練あるいは国旗敬礼の実施が部分的にはあれ義務化されつつあったが、かかる要求によってこれらの宗派に属する信徒の子弟たちは、きわめて困難な立場に立たされた。かれら個々人の内面においては、国家的義務と宗教的自由とがあくまでも矛盾するので、この場合政教分離による両立はなく、いずれか一方を選ばなければならなかった。かれらの多くは、国家的義務を拒否しても宗教的自由を貫こうとしたわけであるが、しかしこれが憲法上正当な行為として認められるかどうかということが、やがて問題となってきた。実は、1930年代から1940年代にかけて連邦最高裁判所に係属した軍事教練および国旗敬礼に関する一連の事件は、そうした問題の結着をめぐるクローズ・アップされたのである。

3. 大学生の軍事教練

忌避に関する連邦判例

軍事教練に関するものとしては、ほぼ頃を同じくして起こったピアソン対コール事件 (Pearson v. Coale, 1933) とハミルトン対カリフォルニア大学理事會事件 (Hamilton v. Regents of the University of California, 1934) との二つがあげられよう。

最初のピアソン事件は、州立メリーランド大学 (University of Maryland) 当局が、信仰上の理由から軍事教練を拒んだメソヂスト派の学生エニス・コール (Ennis Coale) に対して、停学処分を行なったことから始まった。従来アメリカでは、南北戦争後、民兵法 (Militia Act, 1862) により徴兵制がとられるとともに、一部の大学において軍事教練が課されるようになっていた。このメリーランド大学は、実は1862年のモリル法 (Morrill Act, 1862) にもとづいて設立維持されてきたランド・グラント・カレッジ (land-grant college) であっ

て、軍事技術ないしは教練を提供する義務を負っていた。その上、この大学は、1916年の国家防衛法 (National Defense Act) にもとづいて連邦政府との契約により予備士官養成計画 (Reserve Officers' Training Corps Program) を実施していた。ところが、当時、メソヂスト派教会では、反戦主義の立場から、自派に所属する信徒は兵役および軍事教練を免除されるべきだと決議していた。当然、同派に属する学生コールはメリーランド大学において軍事教練をうけることを拒んだわけであった。また、これに対して、大学当局は学則違反を理由にかれを停学処分にしたのであった。かくして、1932年かれの父親は大学側の処置を信教の自由を侵す不当な処分として訴訟をおこし、事件の舞台は裁判所に移った。しかし、同州最高裁判所では、大学側は就学の条件として男子学生に軍事教練をうけることを要求する権利を有すると述べて、学生側の敗訴を宣した。さらに、1933年には連邦最高裁判所において上告審理がなされたが、学則問題は「実質上連邦の所管する問題ではない」との理由をもって、本件は却下され、その結果、先の州最高裁判所の判決が確定された⁶⁾。つまり、大学当局が男子学生に対して軍事教練を強制する権利は、そのまま黙認されたのである。しかし、連邦最高裁判所が、大学側のかかる権利を憲法修正第1条ないしは修正第14条の規定する個人の信教の自由に優先するものとして明確に判示したのは、翌年のハミルトン対カリフォルニア大学理事会事件においてであったといえよう。

ところで、ハミルトン事件であるが、これは1933年州立カリフォルニア大学において同じくメソヂスト派に所属する二名の男子学生 (ともに同派牧師の子弟) が、宗教上の信仰を楯にとり、軍事教練をうけることを拒んだことから起こった。元来、この大学もランド・グラント・カレッジの一つとしてモリル法の制約をうけ、また連邦の予備士官養成計画を実施していたので、男子学生に軍事教練を強制することを学則で定めていた。当然、大学当局としては、かれ

らに対して翻意を求めるために停学処分をしたのであった。かくして、兩名の学生は、あくまでも軍事教練を課されることなく就学できるよう望み、親権者を通じてこれが救済のため命令を発することをカリフォルニア州最高裁判所に求めるにいたった。しかし、同裁判所では命令を発することを拒んだので、本件はさらに上告されて連邦最高裁判所に係属することとなった。かれらが上告理由として申し立てたのは、大学側の軍事教練に関する規則やそれにもとづく行為は連邦憲法に違反するということであった。つまり、「大学によって要求されるどのような軍事教練も、かれらの宗派の教義や戒律、かれらの信仰や良心と矛盾しており」、かれらに対する大学当局の処分は修正第14条「適法手続」規定に含まれる信教の自由の権利を侵すものであるということであった⁶⁾。そこで、これに対して、1934年連邦最高裁判所は、つぎのような全裁判官一致の判決を申し渡した。「自由とは、疑うまでもなく、軍事教練を定めた学則に対する学生たちの反対論の根拠となっているところ、信仰を享受し、主義を固執し、教義を教える権利を含むものである。……けれども、カリフォルニア州は当大学にかれらを就学させる意図ももたなかったし、またそのような要求もしなかった。」かれらは、軍事教練を強制しない別の大学に就学の機会を求めれば、自己の信教の自由を確保できたはずである。したがって「就学の一つの条件として所定の軍事学および教練をうけることを……男子学生に要求する理事会規則が、これら申立人によって主張された、憲法上の権利を侵していると論ずる理由は明らかに存在しない」というのであった⁷⁾。ここに、かれら学生側は敗訴し、大学側の規則ならびに処分は支持された。同時に、カリフォルニア大学に就学するすべての男子学生は、信教のいかんを問わず、軍事教練を強制されることとなったのである。

さて、こうして、大学生の軍事教練忌避問題に関しては、ピアソン事件において不問に付された争点ハミルトン事件を通じて連邦最高裁

判所により明確なる判示を得るにいたった。もちろん、ある一定の条件のもとではあるけれども、大学当局が学生に対して信教の自由に優先して国家的義務としての軍事教練を課しうることが、判例上確認されたわけである。なお、当時69校を数えたランド・グラント・カレッジを含めて、予備士官養成計当を実施していた多くの公私立大学がほぼ同様な条件下にあったので、この判例の影響はかなり大きかったといわなければならない。

4. 学童の国旗敬礼

忌避に関する連邦判例

教育分野における国家的義務と宗教的自由との対立は、また国旗敬礼問題においてもあらわれた。

アメリカでは、およそ第一次世界大戦の頃から、初等中等段階の公立学校において毎日教師や児童生徒が国旗に対して敬礼行事をなすことが全国的に普及しつつあった。この行事は、はじめのうちは概して任意的なものであったが、しだいに強制的な性質を帯びるようになった。第二次世界大戦の勃発までには、少なくとも、12州が法律によってこれを義務としていた⁸⁾。また、そのほかたいていの諸州でも、州もしくは地方の教育委員会規則によって同様なことを定めていた。しかし、かかる趨勢に対しては、同時に宗教側からの激しい抵抗があった。とくに偶像崇拝を厳しく排斥するエホヴァ証人派では、国旗を尊敬することはできても、これに敬礼することは教義によって禁じられていた⁹⁾。しかも、信教の自由は、建国いらい憲法の保障するところであった。そこで、同派に所属する公立学校の教師や児童生徒にとっては、法律上自己の信仰に徹して国旗敬礼を拒むことができるか、それとも自己の信仰を捨ててもこれを行なわなければならないかということが、現実の重大な問題となるにいたった。実際、第二次世界大戦の期間を通じて、少なくとも13州の裁判所において、かれらは学校における国旗敬礼行事の要求を個人の信教の自由を侵すがゆえに

憲法違反であるとして無効の申し立てを続けてきた¹⁰⁾。結局、この種の問題は、マイナースヴィル学区対ゴバイティス (Minersville School District v. Gobitis, 1940) およびウェスト・ヴァージニア州教育委員会対バーネット (West Virginia State Board of Education v. Barnette, 1943) の両事件の係属をまわって連邦最高裁判所により解決されることとなったのである。

最初のゴバイティス事件は、ペンシルヴェニア州でおこった。同州のマイナースヴィル学区教育委員会は、第二次大戦が始まる前に、管内公立学校の児童生徒に対して毎朝始業前に国旗に向かって敬礼することを強制する規則を制定していた。ところが、エホヴァ証人派の信徒であるウォルター・ゴバイティス (Walter Gobitis) の二人の子どもは、これは神によって禁止された偶像崇拝であるという理由で敬礼を拒絶した。学校としては、一応かれらの説得につとめたが、一向に聞きいれないので、遂に本規則によってかれらを退学処分にしたのである¹¹⁾。そこで、両名の児童は、無償の公立学校に在学することができず、しかも義務教育をはたすためには有償でも私立学校に就学するほかはなかった。元来、公立学校の制度は、個人の信教の自由を確保する意味において非宗派的 (non-sectarian) であるべきであって、特定の宗派のみに有利もしくは不利な条件を含むものであってはならなかったであろう。かくして両児童の親権者であるゴバイティスは、当然ながら、これが救済のために訴訟を起こし、学区教育委員会が管内公立学校の児童や生徒に国旗敬礼を強制することをやめさせるよう、裁判所に対して差止命令を求めたのであった。第一審の連邦地方裁判所でも、第二審の連邦巡回控訴裁判所でも、児童の側に有利な判断がなされたのであるが、最終審の連邦最高裁判所では、これがくつがえされた。1940年に行なわれた、この最終判決によれば、

「実にあらゆる自由の享受は、わが国旗のもとに包括されるところの、秩序ある社会を前

提とする。文明のこれら究極の諸価値の保持に献身する社会は、一つのまとまった忠誠心に人々を結束させるところの、ほとんど無意識的感情を注入するために、自衛手段として教育過程を利用してよい。」

としている。つまり、あらゆる個人の自由は絶対ではなく、国家の統一と安全を維持することがその前提条件である。したがって、国家は自衛手段の一つとして、信教のいかんにかかわらず、公立学校において国旗敬礼行事を強制することができる。本件において問題となった教育委員会規則および学校当局の処分は有効であると判断されたのであった¹²⁾。ただ、ここで注意を要するのは、レムリン(M.K. Remmlin)の指摘するごとく、連邦最高裁判所が憲法上の厳密な論議をさけ、概して教育政策の権限の有無の問題に関心を集中していたように思われることである。事実、本判決では、「国旗敬礼を定めた規則の強制的性質が、憲法に保障された信教の自由と反するとも、そうでないとも述べられていなかった。判決の根拠となっているのは、国家統一のためには、信教の自由を含めた個人のもろもろの自由に関して、何らかの犠牲も必要であるという論理であった。」¹³⁾ なお、この点については、広く当時の法曹界からも痛烈な批判が浴びせられ、同裁判所としても、やがては自らの態度をひるがえさざるをえなくなったのである。

しかし、それはともかくとして、本判決の影響は大きかったといえる。当時は第二次世界大戦のさなかアメリカ国民の国家意識が最高潮に達していたときであり、殊に本判決以後においては、エホヴァ証人派による国旗敬礼拒否を国家に対する重大な裏切り行為とみる考えかたが一段と強まってきた。そして、陰に陽に、かれらに対する迫害行為が全国各地で頻発するにいたった。たとえば、オクラホマ州のある地方では、国旗敬礼を拒否したために退学処分となった信徒の子弟を集めて教育していた一篇志婦人までが、国旗敬礼を実行していないという理由で処罰された。しかし、かの女は、実際には神

と祖国への忠誠および国旗への尊敬を表現する行事を行っていたのである。それから、街頭や戸口での文書の配布を許可する条件として、国旗への敬礼を行なうことを要求した州もあれば、また合衆国に対する不忠誠を唱導する文書の配布を有罪とする法律のなかへエホヴァ証人派の発行する文書はそれに該当するとみなすと規定した州もあり、これらによって処罰される信徒の数は日を経るにしたがって次第に増加してきた。さらに極端な場合としては、地方の農村や小都市において教会が焼かれたり、信徒の集会所が暴徒に襲撃されるという事件まで起こった¹⁴⁾。それは、まさに最悪の事態であった。「かつては、アメリカの自由の象徴であった星条旗が、今やそれ自身が自由そのものよりも貴重なものとされることによって、むしろアメリカ人の自由を抑圧する偶像と化してしまったのである。」¹⁵⁾ しかし、このような危急の事態に対して、やがて良識ある一部の国民の間から厳しい批判が出はじめ、アメリカ国民が建国らしい自由を守るためには、何としても先のゴバイティス事件の判例をくつがえさなければならぬとの主張がなされるようになった。つぎにとりあげるバーネット事件は、ちょうどその頃連邦最高裁判所に係属した同種の事件であって、それだけに、これに対する同裁判所の態度は世の注目を集めたものである。

バーネット事件は、ウェスト・ヴァージニア州で起こった。同州の教育委員会は、1942年1月前記ゴバイティス事件の判例にもとづいて規則を定め、公立学校においては正規の授業の一部として国旗敬礼行事を実施することとし、これに参加しない児童生徒に対しては退学処分を行なうこととしていた。当然、この行事への参加を拒んだエホヴァ証人派の信徒の子弟は、規則にしたがって退学処分をうけたり、そのような処分の警告をうけたりした。ときには、かれらを感化院へ送るとほのめかす場合さえあった。そこで、これが救済のため、同派の信徒たちは州教育委員会規則の施行をとりやめさせるよう、連邦地方裁判所に訴訟をおこしたのであ

った。かれらの申し立てによれば、同規則は「憲法に反して信徒の自由および言論の自由を否定するものであり、かつ修正第14条の適法手続および平等保護規定により無効である」というのであった¹⁶⁾。第一審ではエホヴァ証人派に有利な判決となったが、州教育委員会によりさらに上告がなされ、事件はかくして連邦最高裁判所に係属するところとなった。1943年になされた最終審の判決は、つまるところ、同宗派に有利な第一審判決を支持するものであったといえることができる。また、この判決の論拠の核心をなすものは、先のゴバイティス事件の場合と異なって、厳正なる憲法解釈に重点がおかれたことであろう。すなわち、同判決によれば、

「われわれの憲法という星座のなかに何らかの恒星があるとすれば、それは高官であれ官吏であれ、何人も政治やナショナリズムや宗教やその他の世論問題において何が正統であるべきかを定めたり、もしくはそれらに関して市民が自らの信念を著作や行為によって表現するのを抑制したりすることはできないということである。……そこで、国旗に対する敬礼および宣誓を強制する場合、その地方教育当局の行為は、自らの権限の限界を越えるものであり、しかもあらゆる公の統制から留保されることが憲法修正第1条の目的であるところの、知性および精神の領域を侵犯するものと、われわれは考える。」¹⁷⁾

としている。もっとも、修正第1条における信教の自由の保障は連邦政府に対してであり、この場合は州政府からの保障であるから、修正第14条の「適法手続」規定が援用されてしかるべきであるが、このことについては全く触れていない。しかし、ここではそれはともかく、ウェスト・ヴァージニア州教育委員会の問題となった規則は憲法違反として無効と判断された。つまり、管内の公立学校では、児童生徒に対してかれらの宗教上の信仰を無視して国旗敬礼を強制したり、これを拒否したからといって退学処分としたりすることができないこととなったわけである。また、同裁判所では、本判決を申し渡

した同じ日に、信仰上の理由による国旗敬礼の拒否を唱導もしくは勧告する文書の配布を禁止したミシシッピ州法を、全裁判官一致で違憲と判決しており、この判決をも加えて、前記ゴバイティス事件の判例を完全にくつがえしたわけである¹⁸⁾。なお、一度指摘したごとく、従来ほとんどの諸州が公立学校における国旗敬礼行事の実施を要求していただけに、その影響はきわめて大きく、これらの諸州ではそれ以来教育政策上こうした判例の制約をうけるようになったのである。

5. 結 語

さて、以上において、宗教上の理由にもとづく大学生の軍事教練忌避および学童の国旗敬礼忌避をめぐる一連の連邦判例をとりあげてきた。軍事教練については、ある条件のもとでは大学当局が男子学生にこれを強制しうるが、国旗敬礼については、公立学校が児童生徒に強制しえないことが、判例上確立された。ただ、この場合、注目されるのは、ほぼ類似の問題でありながら、前者に関するハミルトン事件においては国家的義務がより尊重されたのに対して、後者に関するバーネット事件においては信教の自由の方がこれに優先するとされた点である。確かに、両事件における連邦最高裁判所の判断にはくいちがいがある。実際、ダグラス判事（W.O. Douglass）が批判しているように、軍事教練の問題にせよ、国旗敬礼の問題にせよ、「理論的にいって……どちらの場合も、州は市民に適用される特権の一つを享有することに一つの条件を附与しているように思われる——その条件は修正第一条に衝突するものであった。もし一方の条件が違憲であるがゆえに無効であるとしたならば、他方の条件もまた同様に無効でなければならないであろう。」¹⁹⁾ このようなダグラス判事の批判は、将来における連邦最高裁判所の態度を暗示しているといえるかもしれない。

しかし、ここでは、そのことよりも、一連の連邦最高裁判所判例を通じて、各州独自の教育

政策に何らかの修正が加えられるにいたったことの方がもっと重要である。実際、同裁判所は特に第一次大戦以後、憲法の定める人権擁護との関連において、既にとりあげた軍事教練・国旗敬礼問題のほか、私立学校・宗教教育・黒人分離教育などといった、各州のさまざまな教育問題に決定的影響をおよぼしてきたのである。ここに、アメリカ教育における連邦司法府の独特な役割と連邦判例の意味をみてとることができるであろう。

〔文献および注〕

- (1) R.F. Butts, and L.A. Cremin, *A History of Education in American Culture*, 1953, p. 580.
- (2) 拙稿 連邦司法による教育の自由の保障——宗教教育の問題をめぐる——広島大学教育学部紀要第1部10号 昭37
- (3) ケアンズ 基督教全史 昭32 577～80ページ
- (4) E. S. ニューマン 妹尾晃訳 アメリカ法における基本的人権 昭27 19ページ
- (5) C. Spurlock, *Education and the Supreme Court*, 1955, pp. 94～5.
- (6) *ibid.*, pp. 96～7.
- (7) *ibid.*, pp. 97～9.
- (8) 国旗敬礼の規定を設けていた12州というのは、アリゾナ、デラウェア、アイダホ、カンサス、メリーランド、マサチューセッツ、ネブラスカ、ニュー・ジャージー、ニュー・ヨーク、ロード・アイランド、ワシントンなどの諸州である。
- (9) エホヴァ証人派では、強制的国旗敬礼を拒否する理由として、つぎのことがらをあげている。その一は、国旗に敬礼することは、聖書にある「汝は胸中にわれより外の姿を思うべからず……汝、彼らに敬礼しまたは仕えるべからず」という神の命令に反する。その二は、国旗に敬礼することは、結果的にはその敬礼者は国旗に救いを求めることになる。しかるに、人を救うことができるのは、エホヴァの神だけである。以下省略（松山武夫 アメリカ憲法と基本的人権 昭35 525ページ）
- (10) M.K. Remmlin, *School Law*, 1950, p.252.
- (11) 松山武夫 アメリカ憲法と基本的人権 昭35 521ページ
- (12) C. Spurlock, *op cit.*, pp. 101～5.

- (13) M.K. Remmlin, *op. cit.*, p.253.
- (14) 松山武夫 前掲書 522～3 ページ
- (15) 同上 523ページ
- (16) D. Fellman ed., *The Supreme Court and Education*, 1960, p.33.
- (17) *ibid.*, p.41.
- (18) 松山武夫 前掲書 524ページ
- (19) ウィリアム・O・ダグラス 奥平康弘訳 基本的人権 昭35 141ページ